平成２３年（フ）第４３７号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２　洛西東新林市営住宅11棟207号、開始決定時の住所京都市西京区大枝西長町11番地53　ロイヤルハイツ高塚Ⅱ508号
破産者　杤川　照美
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
大阪市西淀川区佃４丁目11番２号プラザ・ツクダフォー402号室、開始決定時の住所堺市東区草尾15番地19
破産者　西野　耕司（旧姓木下）
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４１号
大阪府高石市東羽衣１丁目16番18号、前住所大阪府高石市千代田２丁目15番７号
破産者　シシダタイル商会こと　小西　一成
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
大阪府高石市東羽衣１丁目16番18号、前住所大阪府高石市千代田２丁目15番７号
破産者　小西　末子
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
北海道北見市清見町74番地21、破産手続開始決定時の住所北海道網走郡津別町字活汲813番地33
破産者　阿部多美子
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
岩手県花巻市野田504番地12、破産手続開始決定時の住所岩手県花巻市松園町１丁目１番44号
破産者　稗貫　幸造
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１１８号
横浜市都筑区牛久保西４丁目５番18号　Ｆｉｌｌ Ｈｏｕｓｅ横濱Ｇ－２
破産者　増山　信明
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４号
長野県上田市常田３丁目15番45号　常田ハイツ212号、前住所長野県松本市大字原122番地３
破産者　望月　隆志
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３号
大分県竹田市大字飛田川1732番地１
破産者　片岡　洋子
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第６０号
千葉市花見川区作新台４丁目15番12―602号
破産者　島本　宗男
１　決定年月日　平成23年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９４８号
千葉市中央区都町２丁目22番５号
破産者　伊能　昌子
１　決定年月日　平成23年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５０１号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原697番地
破産者　被相続人藤原博相続財産
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
千葉県市川市妙典２丁目16番15―233号　モア２
破産者　竹田　統秋
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２７号
大阪府岸和田市地蔵浜町７－１番
破産者　株式会社西田伝太郎商店
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
岐阜県海津市海津町駒ケ江128番地
破産者　株式会社山下工務店
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
愛知県海部郡蟹江町大字今字川東上118番地２　ＡＬＶＡＮ118―802号
破産者　小林　榮稔
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２１号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪1104番地
破産者　曽根　昭太
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２３３８号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町30番地１
破産者　オオツカ水産株式会社
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係